

令和8年度個人情報保護委員会行政事業レビュー行動計画

令和8年5月27日
個人情報保護委員会決定

第1部 総論

1 基本的な考え方

個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）は、「行政事業レビューの実施等について」（平成25年4月5日閣議決定）に定める行政事業レビュー（以下「レビュー」という。）を推進するため、本行動計画を策定する。

レビューは、エビデンス（根拠）に基づく政策立案（以下「EBPM」という。）の推進が、政策判断の精度を向上させ、自らの政策立案（policy making）に資することを踏まえ、委員会自らが、自律的に、原則全ての事業について、行政事業レビューシート（以下「レビューシート」という。）の作成等を通じ、EBPMの手法等を用いて、事業の進捗や効果について成果目標に照らした点検を行い、事業の改善、見直しにつなげるとともに、予算が最終的にどこに渡り（支出先）、何に使われたのか（使途）といった実態を把握し、外部の視点も活用しながら、過程を公開しつつ事業の内容や効果の点検を行い、その結果を予算の概算要求や執行等に反映させる取組であり、これにより、事業の効果的、効率的な執行を図る。

こうした取組を通じ、EBPMの手法等を活用して政策の実効性を検証し、国民生活の下支えや経済成長に資すると期待される政策は大胆に重点化する一方、効果が乏しい場合には見直すとの方針の下、租税特別措置・補助金見直し担当室（以下「見直し担当室」という。）の取組とも連携し、無駄のない、質の高い行政の実現を図るとともに、国の行政の透明性を高め、国民への説明責任を果たす。

以上を踏まえ、委員会において上記閣議決定等に定める手続によりレビューに係る取組を進めるほか、本行動計画によって定める取組体制及びスケジュール等により、令和8年度のレビューを実施する。

2 体制整備

（1）行政事業レビュー推進チーム

- ① レビューは、以下の構成員によって構成する個人情報保護委員会行政事業レビュー推進チーム（以下「チーム」という。）が実施する。

統括責任者：事務局長

副統括責任者：事務局次長

メンバー：総務課長、政策立案参事官、総務課企画官（人事給与・会計担当）、総務課課長補佐（会計担当）

その他、チームが必要と認めたときは、上記以外の者を参画させることができる。

② チームは、レビュー等の的確な取組を図るべく、見直し担当室やEBPM推進委員会との連携の下、以下の取組を行うものとする。

ア 事業所管担当によるレビューシートの適切な作成、アウトカムの設定等、EBPMに係る観点に基づく入力内容の指導かつ助言を含むレビューシートの品質管理及び厳格な自己点検の指導

イ 外部有識者の点検を受ける事業の選定及び外部有識者からの点検結果の聴取

ウ ア及びイを踏まえた事業の厳格な点検（サマーレビュー）及び点検結果（所見）の取りまとめ

エ チーム所見を踏まえた事業の改善状況の点検

オ 委員会全体の概算要求への反映状況の確認及び取りまとめ

カ 行政改革推進会議による検証結果の以後の予算等への反映に係る指導

キ 優良事業改善事例の選定、表彰及び普及

ク 職員の資質向上に係る取組

（２）政策評価との連携・事務負担の軽減

政策評価との連携・事務負担軽減を図るため、委員会は、レビューと政策評価の一体的・効率的な推進を行うものとし、レビューシートは評価書としても活用する。

なお、委員会において政策評価に係る政策体系に変更が生じた場合には、レビューとの連携に留意し、その取扱いに疑義が生じないように、必要に応じて内閣官房行政改革・効率化推進事務局と調整を行うものとする。

第2部 事業の点検等

1 レビューシートの作成

(1) レビューシートの作成

委員会は、「行政事業レビュー実施要領」（平成25年4月2日行政改革推進会議策定）で対象外としている事業を除く全事業について、内閣官房行政改革・効率化推進事務局が整備するレビューシートシステム（以下「RSシステム」という。）を用いて、毎年度、(2)の「前年度事業」、「新規開始事業」及び「新規要求事業」について、翌年度予算の概算要求を検討する過程でレビューシートを作成する。

上記のほか、現年度の補正予算の措置や予備費の使用決定がなされた場合、新規開始する事業については新たにレビューシートを作成し、このほかの既存の事業については既存のレビューシートを更新することにより作成する。

(2) 事業単位の整理等

① 事業単位の整理

点検の対象となる事業の単位（以下「事業単位」という。）の整理に当たっては、予算編成過程での活用を前提として、また、国民への分かりやすさや成果の検証可能性等に配慮することとし、適切な事業単位を設定した上で、「1事業1シート」の原則にのっとりレビューシートを作成することとする。

② 用語及び事業の定義

- ・ 現年度：レビューシートを作成する年度
- ・ 前年度：現年度の1年前の年度
- ・ 翌年度：現年度の1年後の年度
- ・ 前年度事業：前年度の事業（同年度限りで終了した事業を含む。）
- ・ 新規開始事業：現年度に新規に開始した事業
- ・ 新規要求事業：翌年度予算概算要求において新規に要求する事業

(3) レビューシートの作成主体

レビューシートは、作成対象となる委員会の全事業について、事業所管担当が事業単位ごとに、RSシステムで作成する。

(4) 事業所管担当による点検

事業所管担当は、活動・成果実績、予算の支出先、用途等を踏まえ、事業

の厳格な点検を行い、その点検結果をレビューシートに分かりやすく入力する。

2 外部有識者による点検

外部有識者による点検は、レビューでEBPMを実践し、国民に対して政策効果の説明を十分に果たすという観点を踏まえ、

- ・ アウトカムを始め、客観的な効果検証のための指標が適切に整備されているか
- ・ 事業の進捗や効果について成果目標に照らした点検及び改善が行われているか
- ・ 同じ予算でより多くの成果を引き出す工夫はないか
- ・ より少ない予算で同等以上の成果を引き出す工夫はないか
- ・ そもそも国費投入の必要性はあるのか
- ・ これまでの会計検査院やレビュー等における指摘を踏まえた自己点検・改善が行われているか

等の観点から、外部性を確保し実施するものである。

(1) 外部有識者の選任

- ① 委員会は、外部有識者を複数名選任し、選任した外部有識者のリストを委員会のホームページにおいて公表するものとする。
- ② 外部有識者の選任や、(2)の行政事業レビュー外部有識者会合の意思決定等への関与に当たっては、特に利益相反が生じることのないよう留意する。このため、外部有識者のうち、点検対象事業の執行に関し利害関係がある者及び過去3年間において点検対象事業に関係する検討会等(点検対象事業が審議対象に含まれる検討会等のみならず、それらの上位の委員会、検討会等を含む。)の委員、専門委員等になっていた者は、当該事業に係る点検を行うことができないこととする。

(2) 外部有識者会合

- ① 委員会は、(1)で選任した外部有識者によって構成される「行政事業レビュー外部有識者会合(以下「外部有識者会合」という。)」を設置し、6月を目途に点検を求める。

- ② 外部有識者会合は、外部有識者それぞれの特性や専門性を十分に活用しつつ、以下の取組を行うものとする。その際、チームは外部有識者に期待される役割や事業を点検する上での留意点について、外部有識者に対し周知する。また、必要に応じ、内閣官房行政改革・効率化推進事務局から外部有識者に対して当該留意点を説明する機会を設けるものとする。

ア 外部有識者による事業の効果的、効率的な点検のための調整

イ 委員会におけるレビューの取組状況の随時点検、必要に応じた意見の提出

ウ 委員会におけるレビューの取組を踏まえた、翌年度以降の取組に向けた改善点に関する意見の提出（レビューシート公表後）

- ③ 委員会は、外部有識者会合の議事概要及び資料を速やかに委員会のホームページにおいて公表するものとする。

（3）所見欄への入力

- ① チームは、外部有識者による点検の結果を、外部有識者の所見として、レビューシートの所定の欄に入力する。

その際、外部有識者による事業の改善すべき点の指摘や、検討すべき課題についての提案等（定性的なアウトカムを設定している事業については、設定理由が適切かの評価、事業の進捗や効果についての評価を含む。）を入力するものとし、また、このような外部有識者による指摘・提案等が積極的に行われるよう、外部有識者会合を活用して周知を行うものとする。

- ② 外部有識者による点検の実効性と透明性を確保するため、外部有識者の所見を入力する際に、当該所見が事業の問題点に関する指摘を含まないものである場合は、点検を行った外部有識者の氏名を明記することとする。

（4）外部有識者への情報提供等

委員会は、外部有識者による点検の効果的、効率的な実施の観点から、外部有識者が適切な点検を行えるよう十分な情報を提供するとともに、外部有識者から資料の提供、ヒアリングの実施等の要請があった場合には、誠実かつ迅速に対応するものとする。

（5）外部有識者所見の取扱い

- ① 委員会は、外部有識者の所見を概算要求に向けての事業の検討において

活用するとともに、異なる対応を行う場合には、十分な説明責任を果たす必要がある。

② ①が徹底されるよう、次に掲げる取組を行うものとする。

ア チームは、自らの役割として、指摘を行った外部有識者と関係事業所管担当との調整を行う。

イ 関係事業所管担当は、外部有識者の所見を踏まえてどのように点検・改善を行ったのか、その調整過程について、レビューシートの所定の欄に入力する。

(6) 外部有識者による講評

委員会は、外部有識者による点検終了後、翌年度予算概算要求提出前を目的に、委員会におけるレビューの取組全般について、外部有識者が委員会の委員長（委員長に事故がある場合、委員会があらかじめ定める委員長を代理する者を委員長とみなす。）に対して、講評を行う機会を設けなければならない。講評の場に出席できない外部有識者に対しては、書面等による講評を行う機会を与えるものとする。

3 チームによる点検（サマーレビュー）及び概算要求等への反映

(1) チームによる点検（サマーレビュー）

チームによる点検（サマーレビュー）は、外部有識者による点検結果や、これまでの会計検査院及びレビュー等における指摘等も踏まえつつ、EBPMの手法等を活用して、事業所管担当の指導を行い、事業の必要性、効率性及び有効性の観点から、EBPMの手法等を活用して政策の実効性を検証しつつ、事業全体について点検・改善につなげるものである。

チームは、特に、新規開始事業及び新規要求事業については、上記の観点から、計画が適切に立てられているか、資金が効果的、効率的に用いられる仕組みとなっているか等について点検を行うほか、十分な情報の開示など透明性が確保されているか等について点検を行うものとする。

また、チームは、点検結果を所見として、所見に至った過程・理由とともに、レビューシートの所定の欄に具体的に入力する。

(2) 概算要求等への反映

委員会は、チームの所見を翌年度予算の概算要求や予算執行等に的確に反映するものとする。その際、国民への説明責任を果たす観点から、チームの

所見を踏まえてどのように点検を行ったのか、どのように改善を行ったかなど、その反映状況等について、レビューシートの所定の欄に分かりやすく入力するものとする。

なお、改善点・反映状況が、外部有識者の所見と異なる内容となる場合には、その理由を具体的に入力することとする。

4 点検結果の公表等

(1) レビューシートの公表

委員会は、レビューシートを翌年度予算概算要求提出期限の翌日（行政機関の休日に当たるときは、その翌日）までに、行政事業レビュー見える化サイト（以下「レビュー見える化サイト」という。）において公表するものとする。

ただし、翌年度予算概算要求提出期限の2週間前以降に現年度の補正予算が成立した場合には、レビューシートを作成の上、当該補正予算成立後2週間以内（公表期限の日が行政機関の休日に当たるときは、その翌日まで）に公表するものとする。

また、翌年度予算概算要求提出期限の2週間前以降に現年度の予備費の使用決定がなされた場合には、レビューシートを作成の上、原則として、当該使用決定後2週間以内（公表期限の日が行政機関の休日に当たるときは、その翌日まで）に公表するものとする。

(2) 概算要求への反映状況の公表

委員会は、チームの所見の各事業への反映状況や反映額の総額等を取りまとめ、レビューシートの公表後、速やかにレビュー見える化サイトにおいて公表するものとする。

第3部 その他重要事項

1 レビューシートの活用等

委員会は、国民への説明責任を果たすため、レビューシートの作成等を通じ、客観的な効果検証のための指標の整備等を進めるとともに、EBPMの考え方に基づく事業の品質管理等を通じた政策効果の点検・改善を推進するため、予算編成過程において、これらを積極的に活用する。

なお、委員会は、作成漏れが発覚した場合には、直ちに内閣官房行政改革・効率化推進事務局にその経緯を報告するとともに、遅滞なく、再発防止策の報告及びレビューシートの作成等を行う。

2 優良な事業改善の取組の積極的な評価

(1) 委員会において、チームは、その活動を通じて把握した事業所管担当による自主的な事業改善の取組のうち、優れた取組を優良事業改善事例として積極的に選定し、チームの統括責任者等（統括責任者より上位の職位の者を含む。）から表彰するとともに、当該優良事業改善事例を参考として委員会内に普及させるなど、積極的な事業改善に努めるものとする。

なお、優良事業改善事例については、9月末までに評価内容等を委員会のホームページにおいて公表することとする。

(2) 自主的な事業改善の取組については、レビューシートの「事業所管部局による点検・改善」欄に、その具体的内容を入力するものとする。

3 人事評価への反映

委員会は、優良事業改善事例を始め、レビューの取組を通じ、職員が厳格な事業の点検や積極的な事業見直しを行った場合、当該職員の人事評価に適切に反映されるよう努める。

4 職員の資質向上等

(1) 予算に対する公務員の意識改革や政策立案能力の底上げを図るとともに、政策効果の説明責任を果たす観点から、レビューを活用した若手職員の研修を充実させるものとする。

(2) 委員会事務局の幹部・管理職は、政策判断の精度向上及び若手職員の意欲や能力の向上につなげられるよう、レビューシートを関係者とのコミュニケーションツールとして一層活用するものとする。

(3) チームは、レビューにおける政策効果の検証と自己点検をより一層実効性のあるものとし、国民への説明責任を果たすため、研修等を活用して、職員に対して指導を行うものとする。

5 計画の見直し

この計画は、進捗状況や他府省庁の取組を参考とし、必要に応じ、適時に、所要の見直しを行うものとする。